

0

 \bigcirc

愛媛県報

平成15年 7 月29日火曜日 第1478号

発行 愛媛 媛県

第1478号

印 刷 岡田印刷株式会社

\Diamond	Ħ	次 ♦	
	告	示	
土地改良区役員の就任	Eの届出		819
土地改良区役員の就退	見任の届出	(4件)	819
土地改良区連合役員の	退任の届品	出	821
土地改良区の定款変更	夏の認可		821
道路の区域変更(県道	伊予川内紹	線)	821
道路の供用開始 (")	821
道路の区域変更(県道	伊予松山 》	巷線)	821
道路の供用開始 (")	821
道路の区域変更(県道	態加川公園網	線)	822
道路の供用開始 (")	822
道路の区域変更(県道	直山鳥坂名7	苘谷線)	822
道路の供用開始 (")	822
道路の区域変更(県道			
道路の供用開始 (")	823
	公	告	
愛媛県立医療技術短期	大学入学	試験の実施	823
微生物試験高度安全実	[験室 (バ	イオハザード室)	の製造 827
	任免	辞令	
稲田 龍二			827

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1548号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理 事	成喜	川安	耕	造 晃	温泉郡川内町大字: 伊予郡松前町大字:	

○愛媛県告示第1549号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		氏			名	住	所
理事	内	藤		始	松山市中須賀2丁目3-5			
"	長平	₹良	公	司	松山市中須賀2丁目2-10			
"	岩	城	宏	光	松山市古三津 1 丁目16 - 17			
"	西	本		努	松山市中須賀2丁目5-11			
"	乗	松	尚	照	松山市古三津 1 丁目27 - 12			
監 事	岡	田	久	幸	松山市古三津1丁目6-31			
"	井	村	昌	輝	松山市中須賀1丁目4-27			

退任

役員の種類	氏		名	住	所
理事	乗 松	\$ 敏	男	松山市古三津1丁目6-3	
"	内腐	Ę	始	松山市中須賀2丁目3-5	
"	岡田	1	實	松山市古三津 2 丁目14 - 23	
"	乗 枚) 尚	照	松山市古三津 1 丁目27 - 12	
"	長平良	と 公	司	松山市中須賀2丁目2-10	
監事	岡田	人	幸	松山市古三津1丁目6-31	
"	葛原	Į.	武	松山市春美町1-38	

○愛媛県告示第1550号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北条市辻土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

11/L IT				
役員の種類	氏	名	住	所
理事	松岡	仁志紀	北条市辻372	
"	信 岡	安 男	北条市辻1240	
"	松岡	俊 樹	北条市辻1231	
"	金井	直 正	北条市辻56	
"	中川	正 弘	北条市辻1421 - 3	
"	白 石	安 宏	北条市辻273 - 3	
"	杉田	一 雄	北条市辻398	
"	川 ㅁ	清隆	北条市辻101 - 2	
"	西原	弘	北条市辻1126	
"	八塚	利 光	北条市辻1507	
"	丸山	亘	北条市辻1428	
監事	千 原	博	北条市辻1205	
"	松岡	満正	北条市辻351	
1	1			

退任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	松	岡	仁元	ま紀	北条市辻372	
"	安	井	典	夫	北条市辻419	
"	松	畄	俊	樹	北条市辻1231	
"	中	Ш	正	弘	北条市辻1421 - 3	
"	丸	Щ		亘	北条市辻1428	
"	白	石	安	宏	北条市辻273 - 3	
"	重	松	富	行	北条市辻399	
"	Ш		清	隆	北条市辻101 - 2	
"	西	原	利	夫	北条市辻1186	
"	宮	本	英	樹	北条市辻806 - 1	
"	金	井	直	正	北条市辻56	
監事	千	原		博	北条市辻1205	
"	松	岡	満	正	北条市辻351	

○愛媛県告示第1551号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	豊田	哲夫	松山市平井町2480番地	

退任

役員の種類	氏	名	 住 	所
理事	松沢	康幸	松山市平井町2495	

○愛媛県告示第1552号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		氏 名		名	住	所
理事	乗	松	敏	夫	松山市福角町甲235 - 2		
"	吉	岡	純	治	松山市上伊台町878 - 1		
"	宮	本	仕	郎	松山市上伊台町1887 - 2		
"	白	石	信	夫	松山市上伊台町133		
"	重	松	_	広	松山市下伊台町1733 - 2		
"	神	野		健	松山市下伊台町1196		
"	中	Ш	孝	_	松山市下伊台町801		
"	景	浦		寿	松山市下伊台町574		
"	山	下		新	松山市食場町288 - 1		

"	野	本		昇	松山市祝谷6丁目1211
"	面	田	正	毅	松山市石手2丁目8-13
"	西	崎	伸	承	松山市上伊台町744
"	高	市	峰	雄	松山市菅沢町甲313
"	乗	松	定	雄	松山市福角町甲1691 - 3
"	桐	木		孝	松山市福角町甲796 - 2
"	石	丸	庄	佐	松山市権現町甲32
"	谷		史	人	松山市堀江町甲1445 - 10
"	柳	原		弘	松山市福角町甲1405 - 2
"	石	丸	正	樹	松山市権現町甲128 - 1
"	上	松	正	明	松山市東大栗町643
"	窪	田		進	松山市東大栗町943 - 1
"	西	崎	政	利	北条市客甲260
"	重	野	信	秀	北条市西谷甲295
"	高	智	八	郎	北条市客甲533
"	山		Ξ	郎	北条市磯河内甲526
"	=	神		茂	北条市小川甲20
監事	野	本		仁	松山市菅沢町甲307
"	上	松	保	夫	松山市東大栗町甲650 - 2
"	竹	松	慎	吾	北条市鴨之池137

退任

日	退仕				
一	役員の種類	氏	名	住	所
# 松 敏 夫 松山市福角町甲235 - 2 松山市上伊台町133	理事	高橋泰	明	 松山市福角町甲591	
# 白 石 信 夫 松山市上伊台町133	"	山本	弘	松山市下伊台町945 - 2	
#	"	乗 松 敏	夫	松山市福角町甲235 - 2	
四 崎 伸 承 松山市上伊台町744	"	白 石 信	夫	松山市上伊台町133	
#	"	吉 岡 純	治	松山市上伊台町878 - 1	
# 中川孝一 松山市下伊台町801 松山市下伊台町1815 松山市下伊台町1196 松山市下伊台町1196 松山市末町甲89 松山市石手2丁目8-13 松山市石手2丁目8-13 松山市石手2丁目8-13 松山市高角町甲1315-1 松山市福角町甲550-1 松山市福角町甲832 ペート 東上清 松山市福角町甲1755 ペート 東上清 松山市福角町甲1755 ペート 東上清 松山市福角町甲1755 ペート 東上 大田 修 松山市福見町甲32 ペート 東大栗町甲801 ペート 東大栗町甲801 ペート	"	西 崎 伸	承	松山市上伊台町744	
# 日本	"	景浦	寿	松山市下伊台町574	
# 野 健 松山市下伊台町1196 # 宮 本 勇 松山市末町甲89 # 野 本 昇 松山市石手2丁目8-13 # 垣 木 昭 憲 松山市荷第115-1 # 柳 原 正 一 松山市福角町甲550-1 # 石 丸 智 松山市福角町甲1755 # 木 田 修 松山市権現町甲32 # 村 上 清 志 松山市権現町甲32 # 枯ノ木 利 夫 松山市東大栗町甲801 # 光 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 # 高 智 八 郎 北条市客甲134	"	中川孝	_	松山市下伊台町801	
" 宮本 勇 松山市末町甲89 " 野本 昇 松山市石手2丁目8-13 " 垣木 昭 憲 松山市石手2丁目8-13 " 垣木 昭 憲 松山市福角町甲1315-1 " 柳原正 一 松山市福角町甲850-1 松山市福角町甲1755 " 井上清志松山市福角町甲1755 松山市福角町甲1755 " 木田 修 松山市堀江町1438-4 松山市権現町甲32 " 右丸庄佐松山市東大栗町甲801 松山市東大栗町甲871 " 光宗悦弘 北条市客甲533 北条市客甲134	"	玉 井 義	明	松山市下伊台町1815	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	"	神野	健	松山市下伊台町1196	
# 面 田 正 毅 松山市石手 2 丁目 8 - 13 # 垣 木 昭 憲 松山市管沢町甲1315 - 1 # 柳 原 正 一 松山市福角町甲550 - 1 # 石 丸 智 松山市福角町甲832 # 井 上 清 志 松山市福角町甲1755 # 木 田 修 松山市堀江町1438 - 4 # 石 丸 庄 佐 松山市権現町甲32 # 柚ノ木 利 夫 松山市東大栗町甲801 # 光 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 # 高 智 八 郎 北条市客甲533 # 三 好 忍 北条市客甲134	"	宮本	勇	松山市末町甲89	
# 垣 木 昭 憲 松山市菅沢町甲1315 - 1 柳 原 正 一 松山市福角町甲550 - 1 松山市福角町甲832 州 上 清 志 松山市福角町甲1755 州 木 田 修 松山市堀江町1438 - 4 松山市権現町甲32 州 村 大 京 悦 弘 松山市東大栗町甲801 州 デ 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 北条市客甲533 北条市客甲134	"	野本	昇	松山市祝谷6丁目1211	
# 原 正 一 松山市福角町甲550 - 1 松山市福角町甲832 # 井 上 清 志 松山市福角町甲1755 # 木 田 修 松山市福江町1438 - 4 # 石 丸 庄 佐 松山市権現町甲32 # 柚ノ木 利 夫 松山市東大栗町甲801 # 光 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 # 高 智 八 郎 北条市客甲533 # 2 好 忍 北条市客甲134	"	面田正	毅	松山市石手2丁目8-13	
# 石 丸 智 松山市福角町甲832 # 井 上 清 志 松山市福角町甲1755 # 木 田 修 松山市堀江町1438 - 4 # 石 丸 庄 佐 松山市権現町甲32 # 柚ノ木 利 夫 松山市東大栗町甲801 # 光 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 # 高 智 八 郎 北条市客甲533 # 三 好 忍 北条市客甲134	"	垣 木 昭	憲	松山市菅沢町甲1315 - 1	
# 上清志 松山市福角町甲1755 # 木田 修 松山市堀江町1438 - 4 # 石丸庄佐 松山市権現町甲32 # 柚ノ木利夫 松山市東大栗町甲801 # 光宗悦弘 松山市東大栗町甲371 # 高智八郎 北条市客甲533 # 三好 忍 北条市客甲134	"	柳原正	_	松山市福角町甲550 - 1	
# 木 田 修 松山市堀江町1438 - 4 # 石 丸 庄 佐 松山市権現町甲32 # 柚ノ木 利 夫 松山市東大栗町甲801 # 光 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 # 高 智 八 郎 北条市客甲533 # 三 好 忍 北条市客甲134	"	石 丸	智	松山市福角町甲832	
# 石 丸 庄 佐 松山市権現町甲32 # 柚ノ木 利 夫 松山市東大栗町甲801 # 光 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 # 高 智 八 郎 北条市客甲533 # 三 好 忍 北条市客甲134	"	井 上 清	志	松山市福角町甲1755	
# 柚ノ木 利 夫 松山市東大栗町甲801 # 光 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 # 高 智 八 郎 北条市客甲533 # 三 好 忍 北条市客甲134	"	木 田	修	松山市堀江町1438 - 4	
" 光 宗 悦 弘 松山市東大栗町甲371 " 高 智 八 郎 北条市客甲533 " 三 好 忍 北条市客甲134	"	石 丸 庄	佐	松山市権現町甲32	
" 高智八郎 北条市客甲533 " 三好 忍 北条市客甲134	"	柚ノ木 利	夫	松山市東大栗町甲801	
″ 三 好 忍 北条市客甲134	"	光 宗 悦	弘	松山市東大栗町甲371	
	"	高 智 八	郎	北条市客甲533	
"門田幸徳北条市西谷甲310	"	三 好	忍	北条市客甲134	
	"	門田幸	徳	北条市西谷甲310	
" 二 神 茂 北条市小川甲20	"	二神	茂	北条市小川甲20	
" 山 口 三 郎 北条市磯河内甲526	"	ЩΠΞ	郎	北条市磯河内甲526	
監事 高市峰雄松山市菅沢町甲313	監事	高 市 峰	雄	松山市菅沢町甲313	
"野本健太郎松山市東大栗町甲343	"	野 本 健z	大郎	松山市東大栗町甲343	
" 竹松慎吾北条市鴨之池137	"	竹松慎	吾	北条市鴨之池137	

○愛媛県告示第1553号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退任

役員0	D種類	氏			名	住	所
理	事	清	家	文	男	北宇和郡吉田町大	字奥浦甲1430番地

" 杉山陽三郎 西宇和郡三崎町三崎1430番地

○愛媛県告示第1554号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定 により、城辺町城辺土地改良区の定款の変更を認可した。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1555号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備考
県 道	伊予川内線	松山市大橋町18番8から		旧	メートル 7 0~11 0	キロメートル 0 202	
宗 但	1277711271238	同町86番1地先まで		新	12 4~14 5	0 202	

○愛媛県告示第1556号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	伊	予川内	線	松山市大橋		15					平成15年 7 月29日

○愛媛県告示第1557号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延長	備考
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字原端975	番7地先から	旧	メートル 17.6~41.5	キロメートル 0.087	
宗 追	护外似山港級	同大字字大割708番 2 地先まで		新	25 D~56 D	0 .078	

○愛媛県告示第1558号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路 0) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	伊 ⁻	予松山河	巷線	伊予郡松前	37 13 131		5番 7 地先か	16			平成15年 7 月29日

○愛媛県告示第1559号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林192番 6 から	旧	メートル 72~25.6	キロメートル 0 356	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	加川公图線	同大字323番 2 まで	新	7.6~51.9	0 356	

○愛媛県告示第1560号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の	区間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林192番6から 同大字193番4まで		平成15年 7 月29日
"	ıı .	喜多郡肱川町大字予子林311番3から 同大字323番2まで		II

○愛媛県告示第1561号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	[路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	! 道	山皂	坂名荷	:公娘	喜多郡肱川町大字名荷谷521番地兒	こから	旧	メートル 33~25 A	キロメートル 0 327	
, A		山原	ᄱᅑᄀᆸᄞ	口級	同大字40番2まで		新	9 7~57 9	0 327	
	"		,,		喜多郡肱川町大字名荷谷40番2か	5	旧	3 3~ 5 3	0 292	
	"		"		同大字31番 2 地先まで		新	9 8 ~ 34 .7	0 292	

○愛媛県告示第1562号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	山鳥	坂名荷	谷線	喜多郡肱川		ī谷521番地分	もから				平成15年 7 月29日
II		"		喜多郡肱川			5				"

○愛媛県告示第1563号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成15年 7 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延長	備考
県 道	河辺小田線	喜多郡河辺村大字川崎1569番 2 から		旧	メートル 4.1~13.6	キロメートル 0 .123	
宗 追	州	同大字1561番 3 まで		新	7 .7 ~ 21 .1	0 .123	

○愛媛県告示第1564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	河	辺小田	線	喜多郡河辺		51569番2か	6				平成15年 7 月29日
	ıı		"		喜多郡河辺			先から				n

公	告	

○公 告

愛媛県立医療技術短期大学入学試験の実施について

平成16年度愛媛県立医療技術短期大学入学試験を次のとおり実施する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

(1) 学科

X	分	期	В	場	所	修業年限	募集人員	卒	業	後	Ø	資	格
第二看	護学科	(1) 一般入学 平成16年 1月24日 (2) 推薦入学 平成15年 11月22日 (3) 社会人特 試験 平成15年 11月22日	(土) 試験 (土) 別選抜	伊予郡砥 尾田 543 章 愛媛県立 術短期大:	番地 医療技	2年	50人(うち、推 薦入学集人(は 高募集人(は 高募集人(は 長)以 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大い 大は 大り 大は 大り 大い 大は 大り 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い	れる。	建航学	松春日	龙所乃	· 7 以日力 ī	格が得ら 産師学校 る。

(2) 専攻科

課	程	期	B	場	所	修業年限	募集人員	修	了	後	Ø	資	格
地域看護	学専攻	平成16 1月24 (2) 推薦入 平成15	1日(土) 、学試験	伊予郡研尾田 543 愛媛県立 術短期大	番地 区療技	1年	30人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は、 8人以内)	保健的 る。	事国家	試験の	の受験	資格	が得られ
助産学	:専 攻	同	上	同	上	同上	20人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は、 5人以内)	助産部 る。	国家	試験の	の受験	資格	が得られ

2 受験資格

(1) 学科

ア 一般入学試験

出願できる者は、次のいずれかに該当する者で、准看護師の免許を有しているもの又は平成16年3月31日までにその 免許を取得する見込みのものとする。

- (ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は平成16年3月卒業見込みの者
- (4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成16年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者又は平成16年3月31日までにこれに該当する見込みの者

イ 推薦入学試験

出願できる者は、次に掲げる要件を満たす者で、准看護師の免許を平成16年3月31日までに取得する見込みのものとする。

- (ア) 愛媛県内の高等学校を平成16年3月卒業見込みであること。
- (イ) 在学学校の長の推薦があること。
- (ウ) 合格した場合は、入学することを確約できること。

ウ 社会人特別選抜試験

出願できる者は、次の⑦から炒までのいずれかに該当し、かつ、印から炒までに掲げる要件を満たす者とする。

- (ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (ウ) 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (エ) 平成16年4月1日現在23歳以上であり、准看護師の免許を取得後、社会人の経験を3年以上有すること。
- (対) 入学後は看護学を修め、卒業後は看護の分野に就業する意志を有していること。
- (対) 合格した場合は、入学することを確約できること。

(2) 専攻科

ア 一般入学試験

出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、助産学専攻にあっては、女子に限るものとする。

- (ア) 短期大学の看護に関する学科を卒業した者又は平成16年3月卒業見込みの者
- (4) 専修学校の看護に関する専門課程を修了した者又は平成16年3月修了見込みの者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の10の規定により大学に編入学することができる者
- (ウ) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者又は平成16年3月修了見込みの者でその最終の課程において看護に関する課程を修了し、又は修了する見込みのもの
- (エ) その他愛媛県立医療技術短期大学において、(ア)に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

イ 推薦入学試験

(ア) 地域看護学専攻

出願できる者は、次のaからcまでのいずれかに該当し、かつ、d及びeに掲げる要件を満たす者とする。

- a 愛媛県内の短期大学の看護に関する学科を平成16年3月卒業見込みの者
- b 愛媛県内の専修学校の看護に関する専門課程を平成16年3月修了見込みの者のうち、学校教育法第82条の10の規 定により大学に編入学することができる者
- c その他愛媛県内の看護師学校養成所を平成16年3月卒業見込みの者で愛媛県立医療技術短期大学において、aに掲げる者と同等以上の学力があると認めたもの
- d 在学学校の長の推薦があること。

- e 合格した場合は、入学することを確約できること。
- (1) 助産学専攻

出願できる者は、次のaからcまでのいずれかに該当し、かつ、d及びeに掲げる要件を満たす者とする。ただし、女子に限るものとする。

- a 愛媛県内の大学又は短期大学の看護に関する学科を卒業した者又は平成16年3月卒業見込みの者
- b 愛媛県内の専修学校の看護に関する専門課程を修了した者又は平成16年3月修了見込みの者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができる者
- c その他愛媛県内の看護師学校養成所を卒業した者又は平成16年3月卒業見込みの者で愛媛県立医療技術短期大学において、aに掲げる者と同等以上の学力があると認めたもの
- d 卒業学校又は在学学校の長の推薦があること。
- e 合格した場合は、入学することを確約できること。

3 試験科目

(1) 学科

ア 一般入学試験

学	科	教	科	科	目	備考	
		国	語	国語	I	「古文」及び「漢文」を除く。	
<u>~ − =</u>	☆ ##	数	学	数学	: I		
第 □ 有	看護学科	外	国 語	英			
		理	科	化 学生 物	I В I В	左の科目のうちから1科目選択すること。	

イ 推薦入学試験

小論文及び面接

- ウ 社会人特別選抜 小論文及び面接
- (2) 専攻科

ア 一般入学試験

科	目	備	考
看	護 学		
英	語		

イ 推薦入学試験

小論文及び面接

- 4 入学願書受付期間及び提出先
 - (1) 受付期間

ア 学科

(ア) 一般入学試験

平成15年12月12日(金)から19日(金)まで

(イ) 推薦入学試験

平成15年11月4日(火)から7日(金)まで

(ウ) 社会人特別選抜試験

平成15年11月4日(火)から7日(金)まで

イ 専攻科

(ア) 一般入学試験

平成15年12月12日(金)から19日(金)まで

(イ) 推薦入学試験

平成15年11月4日(火)から7日(金)まで

- ウ 郵送による場合は、学科及び専攻科とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 提出先

〒791 2101 伊予郡砥部町高尾田 543 番地

愛媛県立医療技術短期大学

5 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

ア 学科

- (デ) 入学願書(出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横5センチメートルの写真を3枚はること。)
- (4) 調査書(2受験資格(1)ア(ウ)又はウ(ウ)に該当する者は、成績証明書。ただし、成績証明書の入手が困難な場合は、これに準ずる書類)
- (ヴ) 健康診断書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に医師の作成したもの。ただし、一般入学試験及び推薦入学試験を受ける者のうち、平成16年3月に高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者及び平成15年3月に卒業した者は、提出する必要がない。)
- (エ) 受験票送付用封筒 (募集要項に添付の封筒)
- (オ) 入学選考料18,000円(愛媛県収入証紙により納付するものとし、消印は、しないこと。ただし、愛媛県収入証紙を購入できない者は、郵便為替を同封すること。)
- (効) 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学学校の長の推薦書及び志望理由書(募集要項に添付の用紙を使用すること。)
- (キ) 社会人特別選抜試験を受ける場合にあっては、志望理由書、履歴書(募集要項に添付の用紙を使用すること。)及び准看護師の免許の写し

イ 専攻科

- (ブ) 入学願書(出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横5センチメートルの写真を3枚はること。)
- (イ) 成績証明書
- (ウ) 卒業証明書又は卒業見込証明書
- (エ) 健康診断書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に医師の作成したもの)
- (オ) 受験票送付用封筒(募集要項に添付の封筒)
- (対) 入学選考料18,000円(愛媛県収入証紙により納付するものとし、消印は、しないこと。ただし、愛媛県収入証紙を購入できない者は、郵便為替を同封すること。)
- (羊) 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学学校の長(助産学専攻にあっては、卒業学校の長を含む。)の推薦書、志望理由書及び履歴書(募集要項に添付の用紙を使用すること。)
- (2) 入学願書は、愛媛県立医療技術短期大学へ請求すること(郵送を希望する場合は、 240円分の郵便切手をはった角形 2 号(33 2センチメートル×24 のセンチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)。

6 合格発表等

(1) 学科

ア 一般入学試験

平成16年 1 月30日 (金)午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、 本人あて通知する。

イ 推薦入学試験

平成15年12月4日(木)午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、 在学学校の長を通じて、合否を本人あて通知する。

ウ 社会人特別選抜試験

平成15年12月4日(木)午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、 本人あて通知する。

(2) 専攻科

ア 一般入学試験

平成16年1月30日(金)午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、 本人あて通知する。

イ 推薦入学試験

平成15年12月4日(木)午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、 本人あて通知する。

7 その他

詳細については、愛媛県立医療技術短期大学へ問い合わせること(郵便により問い合わせる場合は、あて先を明記して、 所要の郵便切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせること。)。

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成15年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

微生物試験高度安全実験室 (バイオハザード室)の製造

(2) 製造物品名及び数量

微生物試験高度安全実験室(バイオハザード室)一式 (P3実験室、エアーロック室、前室、附属備品一式、 撤去、配線、調整等一式)

(3) 製造物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成15年12月15日

(5) 納入場所

愛媛県立衛生環境研究所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課感染症対策係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2402

(2) 入札書の受領期限

平成15年8月22日(金)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所 平成15年8月22日(金)午後2時 愛媛県保健福祉部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ た場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した 入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づ いて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered
 : Construction of biological hazard cleaning room ,
 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00p m., 15 December 2003
- (3) For further information , please contact :

Infection Disease Control Section,

Health Promotion Division,

Health and Hygiene Subdepartment,

Health and Welfare Department,

Ehime , Prefectural Government ${\cal A}$ 4 2 Ichibancho , Matsuyama ,

Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2402

任免辞令

○任免辞令

7月11日

		愛媛県事務吏員	稲	田	龍	
	死亡					
1						